

富士市荒廃農地再生・集積促進事業費補助金

荒廃農地を再生する際のコストを軽減し、荒廃農地のさらなる活用を促進し、農業者の経営発展を支援するため、静岡県と市で協調助成する補助制度です。

※市と県の協調助成事業のため予算措置が必要となります。早めにご相談ください

●対象者

- ・認定農業者
- ・認定新規就農者
- ・基本構想水準到達者
- ・人農地プランに位置付けられた中心経営体



●対象となる農地

- ・市内農業振興地域の農用区域（青地）の荒廃農地（農地法第32条第1項第1号遊休農地）

●要件

- ・事業実施後5年以上耕作を継続すること
- ・中間管理事業を活用した権利設定又は所有権移転してから1年以内
- ・総事業費200万円未満
- ・再生作業に要する労力と費用が10aあたり10万円以上

●補助対象

区分	内容	補助率	
		県	市
再生作業	・農地の障害物除去 ・深耕、土壌改良、整地 等	1/2以内	1/2以内
施設補完整備 (再生作業と附帯して実施する場合のみ)	・農業用排水施設整備	1/2以内	1/2以内
	・農道等の新設、廃止又は変更 ・客土、廃棄物の処理等	1/4以内	1/4以内

※客土や廃棄物の処理等にかかる費用の1/2は自己負担となります。

お問い合わせ先

富士市役所農政課（5階南側）

農業振興担当 TEL：0545-55-2781